
昭和四十六年国家公安委員会規則第五号

獵銃の口径の長さの特例に関する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）第六條の三第二項ただし書の規定に基づき、獵銃の口径の長さの特例に関する規則を次のように定める。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十九條第二項ただし書の獵銃の口径の長さは、次に掲げるとおりとする。

- 1 ライフル銃 一二・〇ミリメートル
- 2 ライフル銃以外の獵銃 八番

附 則

- 1 この規則は、昭和四十六年五月二十日から施行する。
- 2 獵銃および空気銃の口径の長さの特例に関する国家公安委員会規則（昭和三十九年國家公安委員会規則第四号）は、廃止する。

附 則（平成二十一年一月一八日国家公安委員会規則第一〇号）抄

- 1 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。
-